

豊川市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、豊川市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する調査、研究、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、市長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会の運営方針の決定や協議会が円滑に機能するための環境の整備等について協議する。
- 3 代表者会議は、会長が議長となる。
- 4 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成し、協議会の目的を達成す

るため、支援状況の進行管理や情報交換等を行う。

(会議の開催)

第5条 代表者会議の会議及び実務者会議の会議は、会長が招集する。

2 代表者会議の会議は、原則として年1回以上開催するものとする。

3 実務者会議の会議は、必要に応じて開催する。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、代表者会議の会議及び実務者会議の会議への出席を求めることができる。この場合において、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第6条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関として豊川市教育委員会生涯学習課を指定する。

2 子ども・若者支援調整機関の事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)協議会の事務の総括に関すること。

(2)関係機関等の連絡調整に関すること。

(3)豊川市少年愛護センターの相談窓口の運営及び相談に関すること。

(守秘義務)

第7条 関係機関等の構成員は、協議会の事務に関し知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協議会を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	代表者会議	実務者会議
会長	豊川市長	
矯正・ 更生保護	愛知県豊川警察署	愛知県豊川警察署
福祉	豊川市社会福祉協議会	豊川市社会福祉協議会
雇用	豊川公共職業安定所	豊川公共職業安定所
	豊川商工会議所	
	がまごおり若者サポート ステーション	がまごおり若者サポート ステーション
地域	豊川市連区長会	
保健・医療		豊川市医師会
	愛知県豊川保健所	愛知県豊川保健所
教育	豊川市小中学校校長会	豊川市小中学校校長会
	豊川高等学校	豊川高等学校
	愛知県立国府高等学校	愛知県立国府高等学校
行政	豊川市教育委員会	豊川市教育委員会 学校教育課
		豊川市教育委員会 生涯学習課
	豊川市子ども健康部	豊川市子ども健康部 子育て支援課
		豊川市子ども健康部 保健センター
	豊川市福祉部	豊川市福祉部福祉課
	豊川市産業環境部	豊川市産業環境部 商工観光課